

公益財団法人 目黒区勤労者サービスセンター給付規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人目黒区勤労者サービスセンター事業に関する規則（以下「規則」という。）第5条第3項の規定に基づき、公益財団法人目黒区勤労者サービスセンターの給付に関する事業について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程を適用する者は、規則第5条第1項に定めるところによる。

(給付の種類及び金額)

第3条 給付の種類及び金額は、別表1に定めるところによる。

(結婚祝金)

第4条 会員が結婚したときは、結婚祝金を支給する。

- 2 再婚の場合は、同一人について1回を限度として支給する。
- 3 結婚とは、民法（明治29年法律第89号）に定める婚姻をいう。

(金婚祝金)

第5条 会員が結婚して満50年を迎えたときは、金婚祝金を支給する。

(銀婚祝金)

第6条 会員が結婚して満25年を迎えたときは、銀婚祝金を支給する。

(出産祝金)

第7条 会員又は会員の配偶者が出産したときは、出産祝金を支給する。

- 2 出産には、死産、流産及び早期新生児死亡（生後7日以内）は含まれないものとする。
- 3 多児出産の場合は、一児につき一件として出産祝金を支給する。

(入学祝金)

第8条 会員の子（養子を含む。以下「子」という。）が、小学校・中学校に入学したときは、入学祝金を支給する。

(二十歳祝金)

第9条 会員が満20歳に達したときは、二十歳祝金を支給する。

(死亡弔慰金)

第10条 会員・会員の配偶者・父母（実父母及び養父母を含む。以下「父母」という。）又は子が死亡したとき（死産の場合を含む。）は、死亡弔慰金を支給する。

2 会員が死亡したときに支給する死亡弔慰金の受取人の範囲及び順位については、次のとおりとする。

第一順位 配偶者（事実上婚姻関係にある者（未届）を含む。）

第二順位 子

第三順位 父母

第四順位 孫

第五順位 祖父母

第六順位 兄弟・姉妹

3 前項の弔慰金を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人のした請求は全員でしたものとみなし、1人に対して支給する。

(入院見舞金)

第11条 会員が同一傷病で連続して5日以上入院したときは、その日数により入院見舞金を支給する。ただし、前回の入院見舞金の支給から、1年以内（前回の退院日を起算日とする。）の場合は支給しないものとする。

2 入院中に死亡した者については、入院見舞金は支給しないものとする。

(災害見舞金)

第12条 会員の居住する家屋及び家財等に、人災・自然災害を問わず別表2に掲げる損害を受けたときは、その程度に応じて災害見舞金を支給する。

2 前項における家屋とは、その所有権の有無にかかわらず会員が現に生活の本拠としている建物をいう。

(障害見舞金)

第13条 会員が都道府県の身体障害者手帳を交付されたときは、その等級に応じて見舞金を支給する。ただし、同一会員につき等級の変化にかかわらず1回限りとする。

(受給資格)

第14条 会員の資格を得てから6ヶ月以内(入会月から6ヶ月目の末日まで)に発生した給付事由については、受給資格はないものとする。

2 会員の受給資格は退会日の翌日から消滅する。ただし、会員本人の死亡弔慰金についてはこの限りでない。

(支給の制限)

第15条 第10条から第13条については、その発生原因に災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用されるときは、支給対象から除外する。

2 会員に会費の未納がある場合は、支給を停止する。

(給付の請求)

第16条 給付を受けようとする者は、給付金請求書(別記第1号様式)に別表3に定める給付事由の発生を証明する書類を添付して請求するものとする。

2 給付請求は、給付事由が発生した日から1年以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により遅延したものと理事長が認めたときは、この限りでない。

(給付の決定)

第17条 理事長は、給付金請求書を審査し給付を決定したときは、給付金を支給する。

2 理事長は、給付金請求書を審査し給付を否決したときは、給付不承認書(別記第2号様式)により、当該請求者あて速やかに通知する。

(給付金の支給方法及び支払期日)

第17条の2 給付金は、口座振込の方法により支給する。

2 理事長は、月の1日から15日までの間に給付金の請求を受け、支給決定をしたものは16日以降に、月の16日から末日までの間に給付金の請求を受け、支給決定をしたものは翌月の1日以降に支給の手続を行うものとする。

(期間の計算)

第18条 給付における期間の計算は、会員期間については会員たる資格の発生した月から起算し、その他は給付事由が発生した日から起算する。ただし、入学祝金については入学年度の4月1日、入院見舞金については退院日をもって給付事由が発生した日とする。

(給付金の返還)

第19条 請求者が、偽りその他不正行為により給付金を受けたときは、理事長は給付金を返還させるものとする。

(異議申立)

第20条 請求者は、給付の決定に関して異議があるときは、給付不承認書受領後3ヶ月以内に理事長あて異議申し立て書により異議の申し立てをすることができる。

2 前項の異議の申し立てがあった事項については、理事会で協議のうえ決定し、その可否を理事長は当該請求者あて速やかに通知する。

(委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益法人設立登記の日から施行する。
- 2 この規程の施行日以降における給付の請求において、給付事由の発生日が施行日前に係るものについては、従前の財団法人目黒区勤労者サービスセンター事業に関する規則によりなしたものとみなす。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第17条の2の規定は、令和3年6月1日以後の受付分から適用し、同日前の受付分については、従前の例により給付金を支給する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。